

# 資料 5

## 平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年2月度月次速報版）

平成26年3月18日

証券・金融商品あっせん相談センター

### 1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	400	321	454	373	359		1,907	381.4
取引制度に関する相談	173	128	232	181	155		869	173.8
勧誘に関する相談	63	49	55	43	62		272	54.4
売買取引に関する相談	73	62	66	72	65		338	67.6
事務処理に関する相談	50	45	52	37	40		224	44.8
その他の相談	41	37	49	40	37		204	40.8
苦 情	65	52	63	62	63		305	61.0
勧誘に関する苦情	25	21	22	17	21		106	21.2
売買取引に関する苦情	30	21	17	23	28		119	23.8
事務処理に関する苦情	8	8	14	13	9		52	10.4
その他の苦情	2	2	10	9	5		28	5.6
あっせん	11	4	8	17	1		41	8.2
勧誘に関する紛争	4	2	6	11	1		24	4.8
売買取引に関する紛争	7	2	2	5	0		16	3.2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0		0	0.0
その他の紛争	0	0	0	1	0		1	0.2

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考 1】 25年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	504	549	471	479	335	407	2,745	457.5
取引制度に関する相談	191	185	191	212	116	156	1,051	175.2
勧誘に関する相談	88	75	70	68	79	52	432	72.0
売買取引に関する相談	95	156	119	108	72	110	660	110.0
事務処理に関する相談	74	68	49	45	26	42	304	50.7
その他の相談	56	65	42	46	42	47	298	49.7
苦 情	95	87	108	61	63	66	480	80.0
勧誘に関する苦情	36	29	33	21	24	24	167	27.8
売買取引に関する苦情	32	39	52	23	30	29	205	34.2
事務処理に関する苦情	21	13	16	13	6	10	79	13.2
その他の苦情	6	6	7	4	3	3	29	4.8
あっせん	23	20	9	7	7	15	81	13.5
勧誘に関する紛争	18	15	5	5	6	10	59	9.8
売買取引に関する紛争	4	4	4	1	1	3	17	2.8
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0	2	3	0.5
その他の紛争	0	1	0	1	0	0	2	0.3

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(26年2月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	2月度 合計
相 談	156	50	99	6	5	1	42	359
取引制度に関する相談	65	20	40	2	1	1	26	155
勧誘に関する相談	19	16	25	0	0	0	2	62
売買取引に関する相談	29	8	19	4	3	0	2	65
事務処理に関する相談	25	3	6	0	0	0	6	40
その他の相談	18	3	9	0	1	0	6	37
苦 情	31	15	14	0	2	0	1	63
勧誘に関する苦情	3	8	9	0	1	0	0	21
売買取引に関する苦情	19	6	3	0	0	0	0	28
事務処理に関する苦情	6	1	0	0	1	0	1	9
その他の苦情	3	0	2	0	0	0	0	5
あっせん	0	0	1	0	0	0	0	1
勧誘に関する紛争	0	0	1	0	0	0	0	1
売買取引に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～26年2月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	2,248	700	1,093	94	15	7	495	4,652
取引制度に関する相談	960	270	385	30	3	3	269	1,920
勧誘に関する相談	199	189	293	4	3	4	12	704
売買取引に関する相談	554	139	235	44	7	0	19	998
事務処理に関する相談	314	42	65	7	1	0	99	528
その他の相談	221	60	115	9	1	0	96	502
苦 情	395	146	189	22	5	7	21	785
勧誘に関する苦情	69	91	101	1	2	7	2	273
売買取引に関する苦情	211	39	55	17	2	0	0	324
事務処理に関する苦情	88	13	17	4	1	0	8	131
その他の苦情	27	3	16	0	0	0	11	57
あっせん	39	29	40	0	0	12	2	122
勧誘に関する紛争	16	25	30	0	0	12	0	83
売買取引に関する紛争	22	3	8	0	0	0	0	33
事務処理に関する紛争	1	1	1	0	0	0	0	3
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	2	3

### 3. 男女別処理状況(26年2月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	2月度 合計
相 談	183	165	11	359
取引制度に関する相談	81	68	6	155
勧誘に関する相談	27	33	2	62
売買取引に関する相談	29	34	2	65
事務処理に関する相談	25	14	1	40
その他の相談	21	16	0	37
苦 情	33	27	3	63
勧誘に関する苦情	10	10	1	21
売買取引に関する苦情	14	12	2	28
事務処理に関する苦情	4	5	0	9
その他の苦情	5	0	0	5
あっせん	0	1	0	1
勧誘に関する紛争	0	1	0	1
売買取引に関する紛争	0	0	0	0
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考】平成25年度(平成25年4月～26年2月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	2,548	1,925	179	4,652
取引制度に関する相談	1,071	764	85	1,920
勧誘に関する相談	346	330	28	704
売買取引に関する相談	535	420	43	998
事務処理に関する相談	304	208	16	528
その他の相談	292	203	7	502
苦 情	467	291	27	785
勧誘に関する苦情	123	134	16	273
売買取引に関する苦情	211	105	8	324
事務処理に関する苦情	95	34	2	131
その他の苦情	38	18	1	57
あっせん	59	41	22	122
勧誘に関する紛争	36	29	18	83
売買取引に関する紛争	20	10	3	33
事務処理に関する紛争	1	2	0	3
その他の紛争	2	0	1	3

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成26年2月）について

平成26年3月18日  
日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

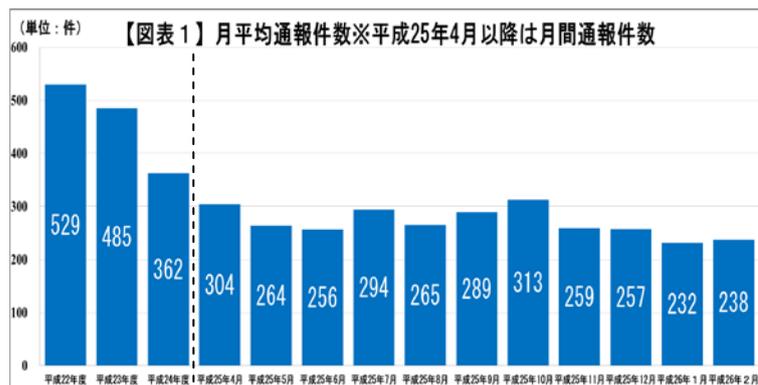
1. 平成26年2月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

右の【図表1】のとおり、平成26年2月中に受理した全通報件数は238件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。

また、この全通報件数を同月中に業務を行った19営業日で割った、

1営業日当たりの平均通報件数は約13件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。しかし、通報件数に著しい減少は見られず、依然として注意が必要です。<sup>1</sup>



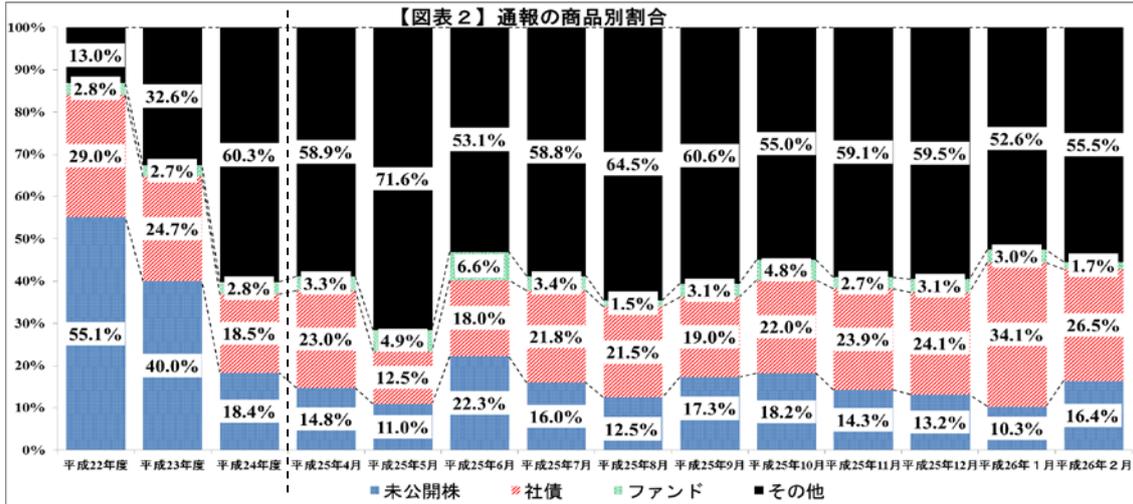
(2) 購入・取引を勧誘された商品

次ページの【図表2】のとおり、平成26年2月中においては、「その他」に分類される通報が132件（55.5%）と最も多く、以下、「社債」が63件（26.5%）、「未公開株」が39件（16.4%）、「ファンド」が4件（1.7%）と続いています。

「その他」に分類される最近の通報では、業者から、「謝礼金を支払うので、未公開株を購入するために名義だけ貸してほしい。」と依頼されて応じたところ、「購入者の名義と代金を支払った人物の名義が違うため、法律違反の犯罪行為として摘発された。このままだとあなたは逮捕されるが、指定の弁護士に依頼すれば逮捕されないで済む。」といった話を持ち掛けられる事例が見受けられます。

こうした事例においては、弁護士への依頼料などの名目で金銭の支払いを要求されることが多いですが、安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

<sup>1</sup> 去る平成26年2月6日、警察庁では、「平成25年の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています（[http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi\\_toukei.pdf](http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf)）。ここでは、平成25年における特殊詐欺全体の認知件数が11,998件、被害総額が約487億円となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の認知件数が1,868件、被害総額が約177億円であったことが紹介されています。



### (3) 被害の金額

平成26年2月中に受理した全通報件数238件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは32件(13.4%)でした。

これらの被害の金額は、合計で約3億7千9百万円で、被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均では約1,186万円でした。

このうち、最大の被害金額は、「あるアメリカの会社の未公開株が近々上場する」と勧誘され、購入代金として8,300万円を支払ったという通報でした。

通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

### (4) 勧誘・詐取の手段

平成26年2月中の通報を勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近では、無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

### (5) 通報者の属性

平成26年2月中の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、60歳以上が約90%であり、その中で一人暮らしは約20.4%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています(別紙参照)。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうとされています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話:0120-344-999)をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談することが重要です。

## 2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口の通報が相次いでいます。

(1)

- 通報者のもとに、証券会社X及び証券会社Yから、「太陽光発電事業を営む株式会社Aの社債に関する書類が届いていないか。その書類は地域限定で送付されており、届いた人にものみ社債の購入権利がある。もし購入するのならば、後で高値で買い取るので連絡してほしい。」という電話がかかってきた。
- その後、その社債の発行会社である株式会社Aからも購入を持ち掛ける電話があり、通報者は3,000万円を支払って購入した。
- しばらくして、証券会社Zから、「株式会社Aは上場することが決定したので、あなたの保有する社債を株式に変更する必要がある。その手続き費用としては700万円かかる。」という電話があり、通報者は700万円を支払った。
- 後日、証券会社Zから「インサイダー取引の問題で金融庁の監査が入っているため、株式会社Aの上場が延期となった。今のところ上場日は未定であり、あなたの保有する未公開株がどのようになるのかも分からないので、万が一の場合であっても補償されるような手続きをしたほうが良い。  
すなわち、5,000万円以上の投資をしていたことが認められれば、あなたの口座に5,000万円が返金されるので安心である。」という話があり、既に合計3,700万円の支払いをしていたことから、残りの1,300万円を支払った。
- しかしながら、これまでに通報者に返金はなされておらず、証券会社X、証券会社Y、証券会社Z及び株式会社Aとは連絡がとれなくなっている。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

上記の事例は、「劇場型」という詐欺の手口であり、証券会社X、証券会社Y、証券会社Z、株式会社Aをかたっている人物は裏でつながっていると考えられます。

この手口では、「地域限定である」「書類が届いた人にものみ購入権利がある」「購入したら後で高値で買取る」などの謳い文句で購入を推奨されたり、金銭の支払いを一旦行うと、買取りがなされないままに様々な名目で追加の金銭を要求されたりすることが特徴となっています。

こうした濡れ手で粟のような話は真実ではない可能性が高いため、相手にせずに絶対にお金を支払わないようにして下さい。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立つため、持ち掛けられた話や送られてきた資料等について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにして下さい。

(2)

最近では、「上場が予定されている」未公開会社に関して勧誘を受ける事例が多いですが、それが本当の話であるかどうかを確かめるためのポイントは以下のとおりです。

**ポイント1：勧誘してきた会社について**

Q: 勧誘してきた会社は実在しており、登録を受けている会社かどうか？

未公開株などの有価証券の売買を業として行うことができる会社（金融商品取引業者）として、金融庁から「第一種金融商品取引業の登録」を受けているか？

A: 「金融商品取引業の登録」の有無については、金融庁のホームページ「免許・登録を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)により確認することができます（5ページもご参照ください）。

**ポイント2：勧誘対象となっている未公開会社について**

Q: その未公開会社は勧誘対象として正しいか？

A: 日本証券業協会の規則により、金融商品取引業者（証券会社）が、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄以外の銘柄について、有価証券の売買等の取引に関する勧誘をすることは禁止されております。

したがって、下記の URL に載っている銘柄以外の未公開会社に関して勧誘を受けた場合には無視するようにしてください。

※ 「グリーンシート銘柄一覧」

(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/greensheet/files/meigara-itiran.pdf>)

※ 「フェニックス銘柄一覧」

(<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/phoenix/files/meigara-itiran.pdf>)

**ポイント3：金融商品取引所による上場の承認について**

Q: 上場する予定であることが、金融商品取引所のホームページで公表されているか？

A: 金融商品取引所において上場が承認されると、各金融商品取引所のホームページで公表され、下記の URL で確認することができます。

上場が承認される前に公表されることはありませんので注意してください。

※ 東京証券取引所「新規上場会社」(<http://www.tse.or.jp/listing/new/>)

名古屋証券取引所「新規上場会社一覧」(<http://www.nse.or.jp/listing/new/>)

札幌証券取引所「新規上場会社一覧」(<http://www.sse.or.jp/listing/newdoc.html>)

福岡証券取引所「新規上場会社概要」(<http://www.fse.or.jp/listed/index.php>)

未公開会社について勧誘を受けた場合には、上記のポイントにて確認することもできますが、「電話を早く切る」「こちらから連絡しない」など、関わらないようにするのが賢明です。

そのうえで、新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談してください。

### 3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

このうち、ホームページ上での情報提供については、昨年（平成25年）9月、これまでに注意喚起のために提供してきた情報を整理し、被害防止のためにこれまで以上に役立てられるよう、リニューアルを実施しています。

(URL:[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/index.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html))

また、昨年（平成25年）も一昨年に引き続き、10月を強化月間として未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行ったほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けました。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者<sup>2</sup>や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

<sup>3</sup> 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf)

#### 4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書<sup>4</sup>では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年9月までの3年半の間に約1万8千2百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

<sup>4</sup> <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

総通報件数 238 件 (平成 26 年 2 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	5	2.10	滋賀県	7	2.94
青森県	1	0.42	京都府	5	2.10
岩手県	1	0.42	大阪府	12	5.04
宮城県	1	0.42	兵庫県	9	3.78
秋田県	0	0.00	奈良県	1	0.42
山形県	4	1.68	和歌山県	1	0.42
福島県	2	0.84	鳥取県	0	0.00
茨城県	5	2.10	島根県	0	0.00
栃木県	4	1.68	岡山県	8	3.36
群馬県	2	0.84	広島県	10	4.20
埼玉県	22	9.24	山口県	6	2.52
千葉県	22	9.24	徳島県	1	0.42
東京都	24	10.08	香川県	6	2.52
神奈川県	13	5.46	愛媛県	2	0.84
新潟県	7	2.94	高知県	2	0.84
富山県	1	0.42	福岡県	3	1.26
石川県	3	1.26	佐賀県	0	0.00
福井県	1	0.42	長崎県	0	0.00
山梨県	0	0.00	熊本県	3	1.26
長野県	3	1.26	大分県	0	0.00
岐阜県	4	1.68	宮崎県	2	0.84
静岡県	15	6.30	鹿児島県	2	0.84
愛知県	14	5.88	沖縄県	0	0.00
三重県	4	1.68	不明	0	0.00

## 「日本証券サミット (Japan Securities Summit) 」の様様について

平成 26 年 3 月 18 日  
日本証券業協会

## 1. 概要

以下のとおり第 6 回日本証券サミットを開催した<sup>1</sup>。

**開催期日**：平成 26 年 3 月 6 日 (木)

**開催場所**：ニューヨーク SIFMA Conference Center

**主催**：日本証券業協会・米国証券業金融市場協会 (SIFMA)

**参加者数**：約 230 名

今回のイベントでは、日米の業界代表者を中心とする懇談会 (round-table discussion) を開催したほか、これに続くセミナーでは、「アベノミクスと日本経済」に関する基調講演、「日本経済：日本は復活したのか？」及び「日本の資本市場：市場機能の拡充と将来展望」をテーマにパネル・ディスカッションが行われた。スピーカーとして、日本の財務省・金融庁、日米の証券・金融業界、学界、格付け機関、報道機関の参加・協力を得た。また、麻生太郎副総理・財務大臣兼金融担当大臣から寄せられたメッセージが、会場で配布されたイベント・ガイド冒頭に掲載された。

今回のイベントは、日本経済のデフレからの脱却、持続的成長に向けた成長戦略の実施に関心が高まる中で開催され、日米の証券会社、金融機関、機関投資家、ファンド・マネージャー、投資顧問業者、情報ベンダー、法律・会計事務所、報道機関等から約 230 名が来場した。

また、本イベントと合わせて、本協会会員会社等 9 社 11 名の方々の参加を得て、ニューヨークの証券会社、シンクタンク、証券取引所を訪問するツアーを実施した。

---

<sup>1</sup>平成 19 年 4 月に本協会が公表した「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」の中間報告において、東京市場の国際化の観点から、我が国の実情や取組みについて官民一体となった海外への積極的な PR が不可欠であるとして、海外でのセミナー開催が提言された。これを踏まえ、平成 20 年 1 月第 1 回日本証券サミットをロンドン、平成 21 年 3 月第 2 回を香港、平成 22 年 3 月第 3 回をシンガポール、平成 23 年 3 月第 4 回をニューヨーク、平成 25 年 2 月第 5 回をロンドンにおいて開催した。

## 2. イベントにおける主な議論（別添1、2参照）

本イベントにおいて行われた議論の概要は以下のとおり。

### ○日米証券市場代表者の懇談会

セミナーに先立ち開催した日米業界・市場関係者による round-table discussion には17名が参加し、みずほ証券リサーチ&コンサルティング理事長（本協会国際関係懇談会議長）の吉國眞一氏の司会により、金融危機後の米欧における規制強化、それに伴う域外適用の問題や日本を含むアジア市場への影響等について議論を行った。

### ○開会の辞

- 米国証券業金融市場協会(SIFMA) プレジデント兼 CEO ケン・ベンツェン
- 日本証券業協会会長 稲野 和利
- 在ニューヨーク総領事・大使 草賀 純男

セミナーの冒頭、SIFMA のベンツェン CEO は、日米両国の政治・貿易・証券投資における緊密な関係に言及しつつ、SIFMA と本協会が今後さらに協力関係を発展させていくことを望むと語った。

稲野会長は、本イベント開催にあたっての SIFMA 等関係機関の協力への感謝、東日本大震災に際し SIFMA 等が行った支援への謝意を述べるとともに、本イベントにおいて、デフレを脱却し持続的成長に向かう日本経済の動向、資本市場の公正性・効率性向上に向けたインフラ強化について最新の情報を米国の市場関係者に提供し、日米市場関係者間のネットワーク強化を図りたいとの意向を表明した。

草賀大使は、日米両国経済が回復基調にあることを背景に、日本経済のアップデートされた情報を、世界の金融センターであるニューヨークにおいて発信することの意義を強調した。

### ○基調講演：アベノミクスと日本経済

（スピーカー）財務省財務官 古澤 満宏

（モデレーター）コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所  
シニアアドバイザー アリシア 小川

「アベノミクスと日本経済」に関する基調講演では、財務省の古澤財務官が、アベノミクス、財政健全化、国債市場の今後の見通しを説明した。

古澤財務官は、アベノミクスの第一、第二の矢である大胆な金融政策と機動的な財政施策により、日本経済はデフレから脱却しつつあり、2014年度には消費税率引き上げの影響込みで1.4%の成長が見込めること、第三の矢の成長戦略についても、構造改革のための法令整備（電力市場の自由化、新薬承認プロセスの弾力化、米作に関する生産調整・補助金の撤廃、農業への参入促進、国家戦略特区の創設等）が進展しており、労働市場の流動化、女性・高齢者の就業促進、賃金引上げについてのインセンティブの検討も進んでいることを紹介した。さらに、国債市場の展望について、国の債務が名目GDPの約2倍に達しているにもかかわらず公債の利率が0.6%と低く保たれている背景には、市場との対話を重視した適切な国債の管理政策の存在もあること、仮に国債の金利が1%程度上昇しても、国の財政、国債を保有する銀行の健全性は維持されると語った。また、個人による投資促進のためのNISAの導入、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）における運用対象資産比率の見直し等にも言及した。以上を踏まえ、古澤財務官は、日本経済は安定しており、そのファンダメンタルズは強く、日本は魅力的な投資先であることを強調した。

引続いて行われた、コロンビア大学ビジネススクールのアリシア小川氏と古澤財務官との対談では、成長戦略の下での構造改革には、法令整備のみならず、効果的なインセンティブの付与、デフレ心理からの転換が必要なこと、企業収益の改善と労働市場の需給逼迫により、賃金引き上げに前向きな兆しが企業間に広がりつつあることが指摘される一方、法人税については、税率だけではなく、その起業・投資促進効果を含めた幅広い議論が必要であることが紹介された。

## ○パネル・ディスカッション1：日本経済－日本は復活したのか？

（モデレーター）モルガン・スタンレーMUFG証券チーフエコノミスト

ロバート・フェルドマン

（パネリスト）

- 東京大学大学院経済学研究科（兼）東京大学公共政策大学院教授 伊藤 隆敏
- フィナンシャルタイムズ コメンテーター兼アシスタント・エディター  
ジリアン・テット
- スタンダード&プアーズ エグゼクティブ マネージング ディレクター兼チーフ グローバル エコノミスト  
ポール・シアード
- 日本経済新聞社編集局日経ヴェリタス編集部編集委員 前田 昌孝

パネル・ディスカッション1では、アベノミクスへの評価、日本経済を持続的成長軌道に乗せる条件が議論された。

アベノミクスに関しては、

- 1) 第一の矢（金融政策）、第二の矢（財政政策）は成功、特に金融政策について

は、日銀が従来のスタンスを転換し、中央銀行のバランスシートを活用してデフレ脱却に乗り出したことが大きく奏功した、

2) 他方、昨年6月に公表された第三の矢（成長戦略）は、メニューの数は多いが優先順位が付されておらず、その後の進展のスピードも遅い、との評価が示された。

成長戦略及び日本を持続的成長軌道に乗せるため取り組むべき課題としては、

1) 労働力人口の減少への対応（出生率の引上げ、女性・高齢者の就業促進、移民の受入れ）が重要。特に移民は、育児・家事・介護を行う安価な労働力を受け入れることで女性の就業を促す効果が期待でき、最も有効な政策だが、日本人は受け入れに消極的。国民の意識の転換を図るとともに、成長戦略のメニューに大胆かつ積極的な移民受入れの方策を盛り込むべき、

2) GPIFの国内債券に偏っているポートフォリオを見直し、年金資金の長期運用に相応しい分散投資とリスク・テイクを行うとともに、ガバナンス体制も見直すべき、

等の提言がなされた。

一方、日本の将来については、2020年の東京オリンピック開催の経済的・心理的効果、出生率低下の底打ち、日本の若者に起業家精神が高まっている傾向が見られることなど、いくつかの明るい兆しが指摘された。

## ○パネル・ディスカッション2：日本の資本市場－市場機能の拡充と将来展望

(モデレーター) 国際銀行協会事務局長 ポール・ハンター

(スピーカー/パネリスト) 日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループ CEO

齊藤 惇

(パネリスト)

- モルガン・スタンレー・ホールディングス代表取締役社長

ジョナサン・キンドレッド

- ハーバード大学ロースクール教授 ハル・スコット

- 金融庁国際政策管理官 大矢 俊雄

パネル・ディスカッション2では、日本取引所グループの齊藤 CEO のプレゼンテーションを踏まえ、日本の成長を支える重要なインフラとして、資本市場の公正性・機能をどう強化していくかが議論された。

齊藤 CEO は、資本の効率的な活用を意識した企業経営や、コーポレート・ガバナンスの充実の必要性を強調し、このために現在進められている政策として、社外取締役の導入等を含む会社法の改正（国会に法案提出済み）、収益力やコーポレート・ガバナンスの水準を銘柄選定の基準に取り入れた新たな株価指数「JPX 日経インデックス 400」の導入等を紹介した。

この基調プレゼンテーションを踏まえたパネルでは、

- 1) 日本の資本市場は、世界の主要マーケットに相応しい、規模と厚み、取引インフラや規制のレベルを保持している、
- 2) 資本市場を通じてより多くの投資を企業に呼び込むため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべきである。その方策として、社外取締役の導入促進、機関投資家が投資先企業の経営により建設的に関与することにより企業の長期的成功を促す日本版スチュワードシップ・コードの導入、収益力強化やコーポレート・ガバナンス向上にインセンティブを与える新株価指数「JPX 日経インデックス 400」の導入、GPIF の改革は、大きな意義を有する、
- 3) 金融危機後の規制改革は G20 の合意に基づき進められているが、米国・欧州では規制が強化され過ぎて効率的な取引を阻害する懸念、不整合な規制が域外適用されることによりクロスボーダーのビジネスを阻害する懸念が生じてきた。こうした点につき日本は、他国当局や市場参加者の意見に配慮した形でルール作成を行っていくべきとの意見を表明し、妥当な内容の合意形成に寄与してきた、

等の見解が示された。

フロアとの質疑応答では、

- 1) 2013 年中は買い越していた外国人投資家が本年に入り売り越しに転じている一方、日本の個人投資家は買い越しに転じており、マインド転換の兆しが見られる。また、自社株買い増加の兆しも見られる、
- 2) 外国人投資家は、日本の巨大な債務残高に懸念を持っている一方、財政健全化を目指した消費税引き上げは肯定的に評価している、
- 3) 本年導入された NISA は個人投資家の市場への呼び込みに大きく寄与しており、制度の恒久化、非課税限度額の増額、より若年層にフォーカスした制度の拡充が望まれる、
- 4) アジアでは、中国、シンガポール、韓国が国際金融センターとしての機能を拡充しており、日本の市場がこれらとの競争に打ち勝つためには、商品取引の拡充、取引インフラの効率性向上、株主重視の経営戦略とコーポレート・ガバナンス向上により上場企業の企業価値の維持・向上を図る必要がある、
- 5) 米国・欧州における規制強化の結果、日本を含むアジアの市場における規制対応のためのコストが相対的に低くなっており、アジアが今後金融取引のシェアを拡大する可能性がある、
- 6) 日本政府は引続き政府保有資産の売却を継続すべきであり、これが資本市場の活性化にもつながる、

等の点が指摘された。

以 上

## 第 6 回 日本証券サミット

2014 年 3 月 6 日(木) 13:30~  
 ニューヨーク SIFMA Conference Center

**開会挨拶等** 13:30 – 13:45

- 米国証券業金融市場協会(SIFMA)プレジデント兼 CEO ケン・ベンツェン
- 日本証券業協会会長 稲野 和利
- 在ニューヨーク総領事・大使 草賀 純男

**基調講演** 13:45 – 14:25**「アベノミクスと日本経済」**

- (スピーカー) 財務省財務官 古澤 満宏  
 (モデレーター) コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所 シニアアドバイザー  
 アリシア 小川

**パネル・ディスカッション 1** 14:25 – 15:40**「日本経済：日本は復活したのか？」**

- (モデレーター) モルガン・スタンレーMUFMG 証券チーフエコノミスト  
 ロバート・フェルドマン
- (パネリスト) - 東京大学大学院経済学研究科(兼)東京大学公共政策大学院教授 伊藤 隆敏  
 - フィナンシャルタイムズ コメンテーター兼アシスタント・エディター  
 ジリアン・テット
- スタンダード&プアーズ エグゼクティブ マネジング ディレクター兼チーフ  
 グローバル エコノミスト ポール・シアード
- 日本経済新聞社編集局ヴェリタス編集部編集委員 前田 昌孝

**(休憩)** 15:40 – 16:00**パネル・ディスカッション 2** 16:00 – 17:30**「日本の資本市場：市場機能の拡充と将来展望」**

- (モデレーター) 国際銀行協会事務局長 ポール・ハンター
- (スピーカー/パネリスト) 日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループ CEO 斉藤 惇
- (パネリスト) - モルガン・スタンレー・ホールディングス代表取締役社長  
 ジョナサン・キンドレッド
- ハーバード大学 ロースクール教授 ハル・スコット
- 金融庁国際政策管理官 大矢 俊雄

**レセプション** 17:30 – 19:00

第6回 日本証券サミットの模様(参考)



1 歓迎挨拶 ケン・ベンツェン SIFMA プレジデント兼 CEO



2 開会挨拶 稲野和利 日本証券業協会会長



3 ゲストスピーチ 草賀 純男在ニューヨーク 総領事・大使



4. 基調講演「アベノミクスと日本経済」



5. パネル1「日本は復活したのか？」



6. パネル2「日本の資本市場：市場機能の拡充と将来展望」



7. 会場の様子



8. レセプションの様子

## N I S A 広報中期基本計画

平成 26 年 3 月 11 日

証 券 戦 略 会 議

N I S A（少額投資非課税制度）は、国民の自助努力による資産形成に必要な「投資の器」であり、その普及・促進、恒久化の実現は、本協会の最重要課題である。証券界一体となって、N I S Aの広報活動を進めるため、下記のとおり、N I S A広報中期基本計画（平成 26 年度から同 29 年度（4 年間））を定める。

記

### 1. 基本的な考え方

- (1) 政府、他の業界と協力しつつ、N I S Aが個人に幅広く利用され、定着していくよう、その仕組み、特性・投資リスク等が正確に分かりやすく、親しみやすい広報活動を推進する。
- (2) 新たな投資家層（投資未経験者、若年層等をいう。以下同じ。）に対するN I S Aの周知、金融リテラシーの向上、証券会社の特長の理解促進及び資産形成の必要性への意識・関心を高めることに重点を置き、投資促進に向けた広報活動を推進する。
- (3) 新たな投資家層の金融リテラシーの向上に向け、「投資の日」及び関係機関等との連携を強化し、N I S Aに関する広報、普及・啓発活動を推進する。

○ 平成 26 年非課税枠の非課税期間が同 30 年 12 月末に終了することから、遅くとも、平成 30 年度税制改正要望において、N I S Aの恒久化の実現を目指し、4 年間の「N I S A広報中期基本計画」とする。

## 2. 具体的な取組み

- (1) テレビ、新聞、ポスター、リーフレット、ウェブ広告等の各種広告媒体の特性を活かし、懸賞応募キャンペーン等との組合せにより、最も効果的・効率的な広報活動を実施する。
- (2) インターネット、SNSを積極的に活用する。
- (3) 投資家、顧客からの照会・相談に対応するため、「NISA相談コールセンター」を設置する。

## 3. 各事業年度の「広報実施計画」の策定、予算措置

- (1) 上記の取組みを実施するため、各事業年度において、NISA利用・定着状況を踏まえた「広報実施計画」を策定し、必要な予算措置を講ずる。
- (2) 上記(1)の広報活動については、会員の会費負担、「会員証券市場公正化・活性化基金特別会計 活性化勘定」を活用する。

## 4. 実施

- (1) 各事業年度の「広報実施計画」の策定及び広報活動の実施に当たっては、証券戦略会議の下に設置された「NISA推進ワーキング・グループ」において、具体的な内容、実施時期等を検討、実施する。
- (2) 実施状況について、適宜、証券戦略会議、総務委員会等に報告する。

○ 継続事業としての取組み、財政規律の観点から、総務委員会に対して、左記の考え方に沿った検討及び予算措置を依頼し、3月13日の総務委員会にて了承された。

以 上

## 平成 26 年度 N I S A 広報実施計画

平成 26 年 3 月 11 日  
証券戦略会議

「N I S A 広報中期基本計画」に基づき、下記のとおり、「平成 26 年度 N I S A 広報実施計画」を定める。

### 記

#### I. 広報活動（別紙）

##### 1. 基本的な考え方

平成 26 年度は、N I S A での投資家・顧客による実際の運用が始まる「N I S A 元年」であり、新たな投資家層（投資未経験者、若年層等をいう。以下同じ。）への積極的な広報活動が必要である。

##### 2. ターゲット

これまでの証券会社における N I S A 口座の開設状況から見ると、高齢者層、既存顧客を中心に N I S A の口座開設が行われてきたことから、新たな投資家層に重点を置いた広報活動を実施する。

##### 3. 実施時期

次の理由から、平成 26 年 6 月及び 11 月に重点的な広報活動を実施する。

- (1) 平成 26 年 6 月は、N I S A スタート後 6 か月を経過し、N I S A の認知度がさらに高まり一定の N I S A の利用意向者・検討者が見込まれること。

- (2) 平成 26 年 11 月は、平成 26 年非課税枠での購入期間が同年 12 月末に終了し、また、平成 27 年 1 月からは同 27 年非課税枠での新規購入が可能となることから、顧客の口座開設、購入に最も効果的な時期であると考えられること。
- (3) いずれも賞与の時期であること。

#### 4. 具体的な広報活動（利用する広告媒体）

- (1) 民間シンクタンク及び日本証券業協会（以下「日証協」という。）の調査結果から見ると、N I S A の認知度は高まっていると考えられることから、今後の広報内容は、「N I S A は少額、非課税であること、証券会社の特長、N I S A の活用方法」を前面に、かつ明確に訴求する。
- (2) リーフレット、パンフレットは、新たな投資家層向けに、その内容を見直すとともに、e - b o o k 化を図る。
- (3) 具体的な広報活動は、これまでの調査結果等から見て、新たな投資家層に対する広報活動のうち効果的であると認められる T V C M、ウェブ広告を中心に、証券会社各社によるリーフレット、パンフレットの配布等と組み合わせて行う。
- (4) 平成 27 年 1 月から予定されている金融機関の 1 年単位での変更などの制度周知を行う。
- (5) 投資家、顧客からの照会・相談に対応するため、「N I S A 相談コールセンター」を設置する。同センターの受付日・受付時間は、平成 25 年度の実績等を踏まえ、平日の午前 9 時から午後 6 時までとする。

○ 平成 25 年度の受付日・受付時間は、平日午前 9 時から午後 7 時まで、土曜午前 9 時から午後 5 時まで。

## II. 普及・啓発活動との一層の連携

- (1) 新たな投資家層が、資産形成に向けて証券会社等でNISA口座を開設し、投資をはじめめるには、金融リテラシーの向上が必要不可欠であり、日証協及び関係機関等の普及・啓発活動と一層連携した取組みを進める。
- (2) 日証協は、上記Iの3の実施時期及び10月の「投資の日」等に合わせて、新たな投資家層向けのセミナー等を重点的に支援・実施する。
- (3) 日証協は、上記(2)の実施に当たっては、エイプロシス、日本取引所グループ、投資信託協会その他の関係機関に対して、セミナー等の重点実施を要請する。

## III. 費用総額（予算措置）

- (1) 上記の取組みを実施するための費用として総額3億4,700万円が見込まれる。
- (2) 上記の広報活動及び普及・啓発活動の実施に当たっては、証券戦略会議の下に設置された「NISA推進ワーキング・グループ」において、具体的な内容、実施時期等を検討、実施する。

- 総務委員会に対して、予算措置を依頼し、3月13日の総務委員会にて予算化された。
- 広告の実施に当たっては、広告代理店によるコンペを実施する。

以 上

# 平成26年度NISA広報実施計画

平成26年3月11日

	26年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 1月	2月	3月	4月	
<b>【制度スケジュール】</b>														
①27年新規口座開設・買付			証券会社勧誘、口座開設申込受付					税務署口座開設手続受付			平成27年非課税枠新規購入スタート			
②既存顧客で、同一証券会社で買付	平成26年非課税枠購入期間終了										平成27年非課税枠新規購入スタート			
③既存顧客で、1月から金融機関変更											金融機関変更手続・税務署受付開始			受付期間 9月末日まで
											平成27年非課税枠新規購入スタート			※26年に口座開設をした証券会社、金融機関での購入不可
<b>1. 広報活動</b>														
①ポスター、リーフレット、パンフレット	リニューアル													
②TVCM										TVCM				
③新聞広告										新聞広告(制度広報等)				
④ウェブ広告			ウェブ広告							ウェブ広告				
⑤日証協ウェブサイト、SNS、学習アプリ	リニューアル													
⑥日証協「NISA相談コールセンター」	平日 9時～18時													
<b>2. セミナー等の普及・啓発活動 ※</b>														
①日証協			セミナー				投資の日	セミナー		NISAの日				
②エイプロシス			セミナー、講師派遣					セミナー、講師派遣						
③東証+YOU			セミナー					セミナー						
④投資信託協会			セミナー					セミナー						

※ 日証協及び各関係団体においてセミナー等を重点的に実施

平成 26 年 3 月 19 日

報 道 関 係 者 各 位

日 本 証 券 業 協 会

「NISA相談コールセンター」の受付日・受付時間の変更について

本協会では、「NISA」（少額投資非課税制度）の普及・促進に向けて、投資家、個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を設置しておりますが、下記のとおり、来る4月1日（火）から、受付日・受付時間を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 設置期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）～平成 27 年 3 月 31 日（火）

2. 受付日・受付時間

平日 9時～18時

※ 祝日及び年末年始(平成 26 年 12 月 31 日～平成 27 年 1 月 4 日)を除きます。

(参考) 平成 26 年 3 月 31 日（月）まで

平日 9時～19時、 土曜 9時～17時

3. フリーダイヤル

**ニーサ** を はじめよう



0120-213-824

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先

政策本部 広報部 (TEL : 03-3667-8528)

## 「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」の設置について

平成 26 年 3 月 19 日

日本証券業協会

### 1. 設置の趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、「総合取引所」の開設を可能とする改正金融商品取引法等が施行された。

総合取引所の実現に向けた道筋は現段階では明らかではないが、将来、総合取引所で「商品デリバティブ取引」が行われる場合には、既存の協会員及び協会員と同等の規制が課される業者に対する自主規制は、基本的に本協会が担うことが必要と考えられる。

一方、総合取引所で行われる「商品デリバティブ取引」が、公正かつ信頼性を確保し、健全な発展を遂げるためには、適用される規制が異なる業者の取扱い、並びに、会員カテゴリー及び負担のあり方など本協会のガバナンスのあり方、さらに総合取引所の将来像が明らかになるに従い適用する自主規制規則の検討など残された課題は多い。

そこで今般、総合取引所の実現に向けた今後の動向を踏まえつつ、諸課題について着実に検討を進めていくため、理事会の下に、「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」を設置することとする。

### 2. 構成

会長を委員長とし、主要会議体のメンバーである会員代表者等から選任する 15 人程度の委員をもって構成する。

### 3. 検討事項

- (1) 協会員の範囲と自主規制のあり方
- (2) 日本投資者保護基金との関係及び本協会として必要な措置
- (3) 適用する自主規制規則及び取引ルールに関する提言
- (4) 会員カテゴリー及び負担のあり方など協会ガバナンスのあり方
- (5) 本協会の加入等審査態勢の整備 等

※ 本委員会での検討状況は、理事会、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会等に適宜報告する。

### 4. 事務局

本委員会の事務局は、管理本部総務部及び政策本部企画部が行う。

以上

総務委員会の開催状況  
(平成 26 年 1 月 15 日～平成 26 年 3 月 18 日)

平成 26 年 3 月 19 日

○ 総務委員会

開催日	議 案
1 月 22 日	<p><b>【審議事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「総合取引所」に関する基本方針の取りまとめに向けた検討事項について</li> <li>2. 公社債報告・集計システムに関するシステム化計画（案）について</li> <li>3. 会員の本協会脱退について</li> </ol> <p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 平成 26 年度収支予算原案について</li> </ol>
2 月 10 日	<p><b>【審議事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員の本協会脱退について</li> </ol> <p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 平成 26 年度収支予算原案（一部修正）について</li> <li>3. 消費増税に伴う利用料収入等の価格の表示方法の変更について</li> </ol>
2 月 17 日 (持ち回り)	<p><b>【報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年 12 月期 本協会の財務状況について</li> </ul>
2 月 24 日 (持ち回り)	<p><b>【報告事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の NISA の広報活動について（案）—中間報告—</li> <li>2. 今後の NISA の広報活動に関する予算措置の考え方（案）について（意見募集）</li> </ol>
3 月 13 日	<p><b>【審議事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「総合取引所」制度の整備に伴う本協会の取組みについて（案）</li> <li>2. 平成 25 年度収支決算見込みについて</li> <li>3. 平成 26 年度収支予算（案）について</li> <li>4. 証券市場 BCPWEB のリプレースに係る契約の締結（調達）について（案）</li> </ol>

以 上

## 会長一任事項の報告（26.1.15～26.3.18）

平成 26 年 3 月 19 日  
日本証券業協会

### 1. 金融商品取引業者の脱退【2社】

《平 26.1.24 承認》

- ・ハンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社（脱退日：平 26.1.24）

《平 26.2.12 承認》

- ・Liaison Japon 証券株式会社（脱退日：平 26.2.12）

### 2. 委員会委員の選任

《平 26.1.15 承認》

- ・総務委員会

高村 正人 氏（株式会社 SBI 証券 代表取締役社長）（就任日：平 26.1.15）

以 上